令和5年度 大野町まちづくり特産品開発促進事業

~町の特色を活かした土産品・調理品をつくりませんか~

○事業の目的 町の魅力の発信につながる特産品の開発を進める事業者等に対し、費用の一部を補助することで、知 名度の向上や地域産業の振興による地域経済の活性化を図ることを目的としています。

◎事業の内容

募集期間

・町内に主たる事業所を置く法人または個人事業者 補助対象者 ・町内に住所を有する人により組織され、町内で活動し、代表者、会則、名簿等を有する団体 ・事業を継続できると認められる事業実績または見込みがあること 補助対象要件 ・法人または個人事業者および団体の代表者の町税等の未納がないこと 町の特色を活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、または既 存の商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすもの 補助対象事業 販売が見込まれるもの 2 品質に優れ、その品質を保ちながら生産されることが見込まれるもの 3 将来において町の特産品として定着が期待されるもの (補助金の額) 補助対象経費の1/2以内(上限20万円)※補助金の交付は1事業あたり1回限り (補助対象経費) ・特産品を新たに開発し、または改良に要する経費 補助の内容 ・品質検査の経費および栄養成分の分析等に要する経費 ・登録商標等に要する経費 ・商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費 ・特産品の宣伝商材(PR写真、動画等)製作に要する経費 大野町まちづくり特産品開発促進事業審査委員会が、申請のあった補助対象事業の適否等を審査しま 審査方法 す。※補助金交付決定は令和5年5月中の予定

※申請書など必要書類は町ホームページからダウンロード可。

4月3日(月)~5月1日(月)まで(必着)

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

国保だより



国民健康保険に関する手続きについて

◎国民健康保険に加入の必要がある人

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険(健康保険、共済・船員保険も含む)の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要がありますので、早めに手続きをしましょう。

※手続きの際、退職した人の場合には、①健康保険を脱退した証明書(資格喪失証明書・離職票など)②マイナンバー(個人番号)が分かるものが必要です。

◎社会保険などに加入したため、国民健康保険から脱退する人

社会保険などに加入した人は、国保の資格喪失の手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

※手続きの際、社会保険に加入した人の場合には、①社会保険被保険者証②国民健康保険被保険者証が必要です。

※届出について、来庁が困難な人は相談してください。

●納付方法

町では、4月1日から国民健康保険税の普通徴収の人は、口座振替を原則とします。

新規で国民健康保険に加入される人は、加入手続きの際に口座がわかる通帳、キャッシュカード(カードの種類によってはできない場合あり)を持参してください。

現在、国民健康保険に加入中で、口座振替の利用登録をしていない人は取扱金融機関、または住民課の保険・ 年金窓口にて口座振替の手続きをお願いします。 問合せ先 住民課 ☎ 35-5368